

## 回答説明会記録

日時:令和5(2023)年1月24日(火) 15:45~16:45

場所:東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

<産業労働局 出席者>

雇用就業部 就業推進課 統括課長代理 (障害雇用促進担当)

雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当

<東京 LD 親の会連絡会 出席者>

LD 等発達障害児・者親の会けやき 3名

LD (学習障害) とそれに類似する児・者親の会にんじん村 3名

学び方が違う子の親の会ルピナス 3名

\*回答は◆で示しました。

東京都産業労働局におかれましては、日頃よりLD等発達障害児・者へのご理解ご支援をいただき、誠にありがとうございます。今後とも更なるご支援を期待し、以下の通り要望いたしますので、ご回答よろしく申し上げます。

### 1. LD等発達障害のある人への求職活動の支援を強化してください

- (1) 2022年の初頭より、社会情勢の変化が著しく、新型コロナ変異株が猛威を振っただけでなく、ロシアのウクライナ侵攻、ガソリンの値上げ、物価全般の高騰と立て続けに見舞われたため、LD等発達障害者の生活も多大な影響を受け不安が増しております。2021年~2022年の障害者雇用数にはどのような変化がありましたか。雇用実数をお知らせください。また、雇用数のうち発達障害者の雇用数は何名になるでしょうか。

◆(産業労働局)東京都労働局によりますと、令和2年度のハローワークを通じた障害者の就職件数が令和2年度から8.1%増加し、6千81件となっております。令和3年3月から法定雇用率が2.3%に引き上げられましたが、令和4年6月1日現在の障害者実雇用率は2.14%、前年比0.05ポイント増でした。また、民間企業に雇用されている障害者の数は22万8475.5人で過去最高となりました。  
なお、発達障害者の雇用数については公表されていません。

- (2) 新型コロナの感染予防のための行動制限が緩みつつあります。東京しごと財団が開催する就活セミナー、ハローワークが開催する就職面接会などの開催数、参加者数には影響が見られますか。2021年度実施実績とともに今年度の今後の開催予定もお知らせください。

◆（産業労働局）令和2年度の障害者就活セミナーにおいては、第1回（知的障害者向け）5月7日～5月27日までのセミナーが新型コロナウイルスの感染拡大のために中止となりましたが、第2回から第8回までは開催し、合計52組の参加がありました。令和3年度については、開催数が9回、合計84組が参加し、令和2年と比べ多くの方が参加しています。令和4年度につきましては、今日1月24日時点で開催数が6回、これからあと2回ありますけれど、第7回については1月11日～2月1日、第8回につきましては2月10日から2月20日まで、開催を予定しております。

- (3) 東京都の区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター以外の就労移行支援事業所が増えています。就労移行支援事業所は都内に何か所ありますか。実数、就労実績をお教えてください。

◆（福祉保健局回答 代読）こちらの回答は福祉保健局からの回答を代読させていただきます。就労移行支援事業所は令和4年4月1日現在、都内に350ヶ所あります。令和3年度の一般就労実績は2259人です。

- (4) 障害者就労支援を支える人材の育成と研修はどのように行われていますか。障害者職業総合センターによる「就業支援ハンドブック」を広く普及してください。「就業支援ハンドブック」はデジタル版も発行されているので、現行の限られた研修での利用にとどまらず、広く配布することが可能です。各事業所で使いやすくすることにより、就労障害者の職業生活の節目ごとにアセスメントを行うことで現場における支援の質が向上することを期待します。

◆（産業労働局）こちらの回答は産業労働局と福祉保健局からさせていただきます。まず、産業労働局から、東京しごと財団、「東京ジョブコーチ支援事業」では東京ジョブコーチに対する能力向上やさらなる意識醸成、障害者を取りまく環境の変化に柔軟に対応するための新たな知識、情報の付与等を目的として、国のジョブコーチ養成講座の内容に準じた研修や、支援事例等をもとにした事例検討会を実施しています。

（福祉保健局 代読）

福祉保健局では就労移行支援事業所や就労定着支援事業所等の職員を対象に、マッチングスキル等向上研修、医療機関連携スキル向上研修、定着支援研修等のさまざまな研修を実施しています。「就業支援ハンドブック」の普及については方法と機会について考えていきます。

- (5) 東京しごと財団や、その他の企業による職場体験実習を受けてくれる企業を増やし、就労移行支援事業所からだけでなく、就労継続支援事業所からも多く参加できるようにして、労使双方の体験の機会が増えることにより求人意欲、求職意欲の双方がさらに高まるようにください。

◆（産業労働局）東京しごと財団では、企業、障害者双方の準備性を高めるのに有効な「職場体験実習」の面談会のほか、企業に対する専門アドバイザーの支援等を行っております。職場実習支援面談会では就労移行支援事業所だけではなく就労継続支援事業所に通う障害者の方も参加することができます。また、実習受け入れ先の開拓を行う障害者雇用支援アドバイザーを令和2年度から増員し、職場体験実習受け入れ企業を拡充しております。今後も引き続き障害者の雇用及び障害者の就労支援を行ってまいります。

- (6) 働き方改革と新型コロナ感染拡大のもとで障害者就労においても急速にテレワークが普及しており、在宅の発達障害者、通勤できない障害のある人にも求職の機会が与えられるチャンスと大いに期待しています。在宅の人たちにも求人情報が届くよう、スマートフォンやパソコンの

機器の設置の助成と Wi-Fi 環境の援助、使用方法のサポートをお願いします。

- (7) オンライン面接の訓練・面接スキルのサポート等を、就労支援機関やハローワークで通信機器を提供して行っていただけるように希望します。

◆（産業労働局）続きまして1の（6）、（7）をまとめて回答させていただきます。  
障害者の就労については就労支援機関がサポートしております。就労支援機関では個々の状況や、希望を踏まえながら支援を行っているのでご利用ください。産業労働局では障害者を対象にしたテレワークを整備する企業に向けた支援を行うことで、障害者の働く機会の拡大を図っております。

## 2. 企業に向けた障害者雇用促進のための啓発を進めてください

- (1) 中小企業障害者雇用応援連携事業の成果に期待しておりますが、社会情勢の変化の中でも雇用を促進し、障害者差別雇止めや解雇が起きないように、引き続き強化を図ってください。特に中小企業の経営トップに障害者雇用についての理解と支援を知ってもらう機会を設けて、障害者雇用によるメリットを伝えてください。

◆（産業労働局）中小企業障害者雇用応援連携事業では、東京都、東京労働局、ハローワーク、東京しごと財団、障害者就労支援機関が連携して都内の障害者雇用率が未達成である都内の中小企業に対する情報提供、相談対応等の支援を行っています。また、東京しごと財団では中小企業の経営者や人事担当に対し、障害特性や雇用制度、先行企業の取組等を紹介するセミナーを実施しております。今後も引き続き中小企業の雇用の促進について支援を行ってまいります。

- (2) 障害者雇用の先輩企業の障害者雇用事例、仕事の切り出し等のノウハウを学ぶ機会を雇用未達成企業担当者に伝えてください。また、職場環境の整備として障害特性に合わせた多様な職場環境改善の事例を企業の担当者に周知してください。（例：光、音等の感覚過敏に対する環境整備等）

◆（産業労働局）東京しごと財団が実施する障害者雇用実務講座では、今まで障害者を雇用したことがない中小企業の人事担当者を対象に、障害者雇用の制度、先行事例の紹介、障害の特性理解および受け入れ態勢の整備等についても講座を実施しております。また、都内企業のうち、障害者の能力開発や処遇改善を積極的に行うなど優良な取り組みを行っている企業を選定し、東京都障害者優良取組企業として「障害者雇用エクセレントカンパニー賞」を授与しております。さらに受賞企業の取り組みについての事例集を作成しましてホームページに掲載し、広く紹介することで多様化する障害者雇用に関する周知啓発を行っております。

- (3) 最近報道等で取り上げられていますように、雇用率未達成企業を何社も募集し、雇用企業と別の場で親会社と関係のない仕事を障害者に与え、雇用関係だけを親会社にする方式で親会社の雇用率を上げる障害者雇用を行う事業所がみられます。共生社会の理念からはほど遠い雇用実態が懸念されます。労働契約があいまいな雇用を安易に行わないように企業に働きかけてください。

◆（産業労働局）当該ビジネスの労働法令に基づく可否等の判断につきましては、国の所管となっております。ご要望のあった旨、厚生労働省、東京労働局に伝えてまいります。

- (4) 高校、大学、専門学校等に在籍するLD等発達障害のある学生に対し障害者就労支援制度を選択肢の一つとして広めてください。

◆（教育庁回答 代読）

都立高校について、東京都教育委員会では都立学校発達障害者教育推進エリアネットワークを構築し、知識やノウハウを有する特別支援学校教員が就労支援を含め都立高校への助言等を実施しております。また、特別支援学校で実施している就労支援やキャリア教育等の保護者向けセミナー等を紹介し理解啓発に努めております。

（産業労働局回答 伏見）東京しごと財団では大学等のキャリアセンター職員が障害者雇用の制度や就労事例等を知り、障害がある学生を支援できるよう大学職員向けセミナーを実施しております。

- (5) LD等発達障害者の中にも、ボーダーライン、就職困難者といわれる障害者支援の枠組みに入りにくい人々がございます。こうした人々の就労がかなうよう、気軽に訪れやすい場所での就職相談会の機会を増やしてください。相談の場所、時間帯にもご配慮ください。

◆（産業労働局）東京都では様々な事情により就労に困難をかかえる方に対する支援窓口として、東京しごとセンターに専門サポートコーナーを開設し、キャリアカウンセラーや臨床心理士などの専門スタッフがチームを組み、個別の実情に応じた就労支援を行っております。なお、土曜日も開設しております。

- (6) 東京都のソーシャルファーム事業は新たな働く場の拡大となると期待しています。ソーシャルファーム事業の令和4年5月2日以降の発展がありましたら事例、実施企業について具体的にお教えてください。

◆（産業労働局）ソーシャルファーム事業の現在までの成果、事例、実施企業についてご説明します。

まず事業実績ですけれど、東京都の認証ソーシャルファーム事業所は、26事業者27事業所で令和5年1月1日現在の数字です。令和4年5月1日と比べ、6事業者6事業所の増加となっております。事例の紹介ですけれど令和4年5月2日以降認証した事業所から紹介させていただきます。2つ紹介させていただきますが、まず1つ目のところですが、視覚障害者を雇用し、視覚障害者の歩行を助ける音声ガイド地図アプリの開発を行っております。経営者ご自身も視覚障害があり、障害者の自立支援を図っているところでもあります。

2つ目の事業所ですけれど、地域住民をメインターゲットにカフェの経営を行うとか、ジャム工場の創業、無農薬野菜の生産等を行っております。サポートスタッフを配置し障害者等困難をかかえる方の意欲や体調等実情に合わせ柔軟に対応しているところです。なお実施企業の具体例等につきましては、認証事業者一覧が専用ポータルサイトに掲載されています。事例や実施事業の詳細は専用ポータルサイトをご覧ください。

### 3. LD等発達障害のある人が安心して働き続けることのできる環境を整備してください

---

- (1) 職場定着のための支援やサポート体制をさらに充実させてください。都内の定着支援事業所の数と、成果についてお教えてください。現行の定着支援期間を、雇用された人のライフサイクルの変化等で必要な場合には延長または再開できるようにしてください。また、定着支援

の人材の確保、スキルの向上、研修を行ってください。

◆（福祉保健局回答 代読）こちらにつきましては、福祉保健局の回答を代読いたします。都内には就労定着支援事業所等や、障害者就業・生活支援センター（いわゆる中ポツセンター）とか区市町村障害者就労支援センターも 59 か所設置されており、職場定着のための支援を行っております。都内の就労定着支援事業所は、令和 4 年 4 月 1 日現在で 242 ヶ所あり、令和 3 年度の就労定着率が 8 割以上の事業所の割合は 71.8%です。令和 3 年度の就労定着率というのは平成 30 年度から令和 2 年度における就労定着支援の総利用者数のうち令和 2 年度末時点の就労継続者数の割合です。定着支援事業を行う期間は、障害者総合支援法施行規則によって定められており、国の所管事項となっております。都においては就労定着支援事業所等を対象に、定着支援研修、医療機関連携スキル向上研修等の各種研修を実施し、人材の育成・確保に努めております。

- (2) 職場内サポーターの配置と研修。ジョブコーチの導入を積極的におこなってください。新型コロナウイルス感染拡大の影響、テレワークの導入の下で、通勤時間・通勤場所・業務内容が企業の中で変化しつつあります。LD等発達障害の一人一人に合わせた支援内容を工夫し、丁寧な支援をお願いします。

◆（産業労働局）都では平成 28 年度から企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や障害者と一緒に働く職場の社員を対象に職場内障害者サポーター養成講座を実施しています。講座修了者が職場内障害者サポーターとして職場の障害者を 6 か月間支援した場合は、中小企業 24 万円、大企業で 12 万円を奨励金として支給しております。また、東京しごと財団で実施している東京ジョブコーチ支援事業では、障害者を雇用する中小企業等の現場へジョブコーチを派遣し、障害がある従業員の障害特性に合わせた支援を行い職場定着を促進しています。すべてのジョブコーチが養成研修や継続研修を受講しており、質の高い支援が可能となっております。令和 4 年度からは、テレワーク実施に係る相談にも応じております。以上の 2 事業では、数多くの企業にご利用いただいているところですが、引き続き各関係機関や各種イベント等でリーフレット等の配布や事業の紹介等積極的 PR を行ってまいります。

- (3) 企業からの障害者雇用後の困り事についての相談を受けられる場はありますか？困難事例等ですぐに退職につながらないように、改善を促し企業にアドバイスしてくれる相談機関を創設してください。

◆（産業労働局）東京しごと財団で実施している東京ジョブコーチ支援事業では障害者を雇用する中小企業等の現場へジョブコーチを派遣し、障害のある従業員の障害特性に合わせた支援を行って、職場定着を促進しております。

- (4) 就労生活の中では、個々のライフステージの変化により躓くことも多々あります。長く働き続けるために、就労支援だけでなく生活支援にも目を向け、例えば親が亡くなった後も切れ目のない就労が続くよう支援をしてください。

◆（産業労働局）こちらにつきましては、産業労働局と、福祉保健局から回答いたします。まず、産業労働局の回答です。先ほども回答いたしました東京しごと財団が実施する東京ジョブコーチ支援事業では、東京ジョブコーチが障害者個々の特性に合わせた支援を行っております。

（福祉保健局回答 代読）都は障害者就業・生活支援センター（中ポツセンター）と契約し、生活支援を専門に担当する職員を配置したうえで、生活面を中心とする相談に対する指導や助言等を行うよう求めているほか、区市町村障害者就労支援センターに対しても就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを必置としたうえで、区市町村に対し配置人数に応じた財政援助を行っております。

- (5) 障害者家族への支援。家族の職場見学、面談等を実施し、障害者の携わる業務、就労生活への理解が促進するように企業に働きかけてください。

◆（産業労働局）障害者雇用エクセレントカンパニー賞の受賞企業事例集では、障害者家族同士の交流等、障害者家族への支援を行う企業の取組等を含め優れた取り組みを発信しております。また、当該事例集では障害者の業務や障害者本人のインタビューを掲載し、企業における障害者業務の内容を発信しております。今後とも以上の取り組みを続け障害者雇用の促進に関わってまいります。

- (6) 正社員か契約社員かにかかわらず雇用している障害者への定期的健康診断が行われるようにしてください。

◆（産業労働局）労働安全法に基づく定期健康診断は、国の所管となっております。この件につきましては、国につたえてまいります。

- (7) 障害者差別の解消について

障害者に対する職場での差別的ないじめ・仲間外れ・パワハラ等の事例がありますが、なかなか本人が声を出しにくく、そのまま放置され、やむなく退職してしまう例を聞きます。暴力等のいじめだけでなく、言葉によるいじめを継続的に受けている例もあり、本人の訴えがなくても、家庭でのひとりごとによって判明した例もありました。障害者が安心して働けるように各企業に障害者差別解消への啓発・周知、ご指導をお願いします。

◆（産業労働局）東京都では障害者雇用促進ハンドブックの中で、障害者に関する法律という項目を広く設けまして、差別禁止や合理的配慮についてわかりやすく記載し、安心して働いていただけるよう周知を図っております。

#### 4. 関係諸機関とのネットワークを構築してください

---

- (1) LD等発達障害のある人の職業生活において切れ目のない支援が受けられるように、医療・福祉・教育・就労・警察等の各関係機関とのネットワークをいっそう強化してください。

◆（産業労働局）福祉、教育、就労の関係機関と企業団体が連携して障害者雇用の推進を図るため、「東京都障害者就労支援協議会」を設置しております。引き続き各関係機関と連携し、障害者の雇用機会の拡大を図ってまいります。

（2）3局連携セミナー「企業向けの就労支援セミナー」をさらに充実させて取り組んでください。また、3局において、他局に率先して障害者の雇用を多数実現していただきますように希望します。

◆（産業労働局）平成20年度より教育庁、福祉保健局と産業労働局が連携しまして「障害者雇用普及啓発セミナー」を開催しております。引き続き効果的セミナーになるよう関係機関と連携しながら実施してまいります。また、都での障害者の雇用に関しましては総務局の所管となります。産業労働局では、チャレンジ雇用として現在2名の職員を雇用しております。

（3）雇用と福祉の連携を図ってください。就労障害者は生活においても障害者でもあることを踏まえ、5名以上障害者を雇用している各企業に配置されている障害者職業生活相談員に対して障害者の福祉サービスの利用等の架け橋になれるように、福祉面に関する研修の強化を図ってください。また、ソーシャルワーカーを各行政窓口等に配置し、障害者職業生活相談員と協力してその知識を生かし就労障害者の生活面をより安定的なものにしてください。

◆（産業労働局）こちらにつきましては福祉保健局と産業労働局が回答いたします。

まず、産業労働局から、障害者職業生活相談員は高齢・障害・求職者雇用支援機構が認定しております。ご要望いただいた件については、当機構に伝えておきます。

（福祉保健局回答 代読）いたします。

都は、区市町村障害者就労支援センターに対し、就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを必置とした上で、区市町村に対し配置人数に応じた財政援助を行っております。コーディネーターは利用者が安心して働き続けられるよう、職場内でさまざまな支援を行うほか、職場でのトラブルを未然に予防し解決するために職場を訪問して利用者、家族、および事業主等に対し、必要な助言や調整を行う事とします。

以上が回答となります。よろしく願いいたします。